地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位　一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
（略）	（略）	（略）
八	—	六・七

(ii)　住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位　一平方メートル一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
（略）	（略）	（略）
八	—	二・八

(2)・(3)　（略）

ロ　（略）

三　（略）

2　（略）

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位　一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
（略）	（略）	（略）
八	—	三・二

(ii)　住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位　一平方メートル一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
（略）	（略）	（略）
八	—	二・四

(2)・(3)　（略）

ロ　（略）

三　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「旧省令」という。）附則第二条の規定により所管行政庁が旧省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めた住宅に対する同号イの適用については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第九項、第十九条第一項（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第二十九条第三項、第六十二条並びに第六十五条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。